

省エネルギー対策への市会の対応

- 平成16年7月5日から試行実施
- 平成17年6月1日から本格実施

項目	内容	
1 対象	委員会室	市内視察
2 室温	基準を28℃とする	
3 期間	6月1日から9月30日まで	
4 服装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内 職員については、執行機関の取扱いと同様	

- 平成20年9月3日運営委員会決定

【本会議の運営等について】

項目	協議結果
省エネルギー対策	・地球温暖化防止対策等の観点から、他都市の実施状況を踏まえ、「夏季期間においては、本会議場の室温は28℃を目途とし、上着、ネクタイの着用は自由とする。なお、き章がはい用できない場合は、議員証を携帯することでこれにかえる。」ことで試行実施し、検証する。



- 平成21年5月12日運営理事会協議結果

項目	内容	
1 対象	本会議場・委員会室	市内視察
2 室温	基準を28℃とする	
3 期間	6月1日から9月30日まで	
4 服装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。 職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	